

幼保連携型認定こども園

社会福祉法人三条福祉会 田島わくわくこども園

令和7年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

(編集作成:園長 栗山留美 主幹保育教諭:熊谷祐子)

令和7年3月作成

<b>事業の目的</b>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とする。			<b>教育・保育理念</b> (事業運営方針)	子ども達がわくわくして園に集い、兄弟のように生活し、豊かな体験を重ね、お互い切磋琢磨しながら、子ども中心に親も職員もみんなで育ち、育て合う学校及び児童福祉施設としてのサービスを提供していく。
<b>教育・保育方針</b>	●一人一人の子どもの心に寄り添い、思いや願いを受け止める。●生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活や、自己を十分に発揮できる環境を整える。●一人一人の発達過程に応じた保育を進めていく。●子ども相互の関係作りや、互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるよう援助する。●子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を創意工夫し作り上げ、豊かな体験を通して、育ちあえるようにする。●それぞれの親子関係や家庭生活に配慮しながら適切に援助する。			<b>園の教育・保育目標</b>	○元気いっぱい遊ぶ子ども ○思いやりのある子ども ○挨拶のできる子ども ○ありがとうと言える子ども
<b>子どもの教育及び保育目標</b> (学年の重点) (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	<b>乳児</b>	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	<b>3歳児</b>	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する	<b>教育・保育時間など</b> 【1号認定】 ○保育時間 8:30～15:00(預かり保育 15:00～16:30) 【2・3号認定】○標準時間 7:00～19:00(このうち11時間以内) ○短時間 8:30～16:30 【土曜保育】7:00～18:30(事前申し込み申請者に限る) 【休日保育】8:00～17:00(事前申し込み申請者に限る)
	<b>1歳児</b>	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする	<b>4歳児</b>	信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする	
	<b>2歳児</b>	象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する	<b>5歳児</b>	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる	
<b>主な園行事</b> (日常の節目としての行事設定)		進級式/入園式/誕生会/春の遠足/発育測定/健康診断/歯科検診/年長組登山/プール開き/七夕/田島祭り&縁日/運動会/秋の遠足/個人懇談会/年中児発達参観/作品展/発表会/クリスマスパーティー/菖玉飾り/節分/天神講/ひなまつり子どもお茶会/お別れ遠足/進級お祝い会/卒園式 (令和7年度 クラス懇談会は検討中)			

<b>■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</b>	<b>■教育及び保育において育みたい資質・能力</b>	<b>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</b>	<b>■小学校との接続</b>	<b>■家庭との連携</b>	<b>■特に配慮すべき事項/発達の連続性と養護</b>
教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。	教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。	第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。	創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチカリキュラムの改善を図る。また、幼幼小中一貫教育に鑑み、児童等との交流、教師の意見交換や合同研究の機会を図る。	園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。家庭調書等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて互いの情報を共有する。また、教育及び保育の全体的な計画や園便り、保育ドキュメンテーションによる保育の説明を丁寧に行う。	満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。

<b>教育及び保育の基本と目標</b>	基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通した指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認こ法第9条の目標達成に努める				
---------------------	--	--	--	--	--

<b>■養護</b> (保育教諭が行う事項)	<b>年齢</b>	<b>乳児</b>	<b>1歳児(満1歳以上)</b>	<b>2歳児(満3歳含む)</b>	<b>3歳児</b>	<b>4歳児</b>	<b>5歳児</b>	<b>■小学校以上との接続に鑑みて</b> 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。
	<b>生命の保持</b>	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	
	<b>情緒の安定</b>	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ	

<b>◎ねらい及び内容並びに配慮事項</b>			<b>(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)</b>					<b>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目</b>	<b>■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱</b>
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------	---------------------------------

<b>◎教育及び保育</b> (園児が環境に関わって経験する事項)  ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。  ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。	<b>(乳児) 三つの視点</b>	<b>乳児保育</b>	<b>(満1-2歳児) 5領域</b>	<b>1歳児(満1歳以上) 保育</b>	<b>2歳児(満3歳未満) 保育</b>	<b>(満3-5歳児) 5領域</b>	<b>3歳児(満3歳以上) 教育・保育</b>	<b>4歳児 教育・保育</b>	<b>5歳児 教育・保育</b>	ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現	ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする 「知識及び技能の基礎」  イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする 「思考力、判断力、表現力等の基礎」  ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする 「学びに向かう力、人間性等」
	<b>健康やかに伸び伸びと育つ</b>	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	<b>健康</b>	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	<b>健康</b>	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲		
	<b>身近な人と気持ち通じ合う</b>	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	<b>人間関係</b>	●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	<b>人間関係</b>	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成		
	<b>身近なものとの関わり感性が育つ</b>	●身近な環境への興味を持つ ●身体の諸感覚認識による表現	<b>環境</b>	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な関わり	<b>環境</b>	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ		
			<b>言葉</b>	●言葉の獲得 ●話しはじめ	●言葉のやり取りの楽しさ	<b>言葉</b>	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展		
			<b>表現</b>	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達とイメージの膨らみ	<b>表現</b>	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有		

<b>★健康支援/状態把握・増進・疾病対応</b>	<b>★食育の推進</b>	<b>★環境及び衛生管理並びに安全管理</b> (危機管理計画別紙)	<b>★災害への備え</b> (避難計画等別紙)	<b>◆子育て支援</b> (子育て支援計画別紙)	<b>●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価</b>
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●3歳以上児尿検査 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・未満児担任・園長・主幹保育教諭 月2回、他月1回) ●フツ化物洗口(年長児・9月～年中児)	5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施 ●行事食の提供 ●菜園作りの実施 (園内) ●クッキングの実施(各年齢) ●親子クッキング及び食育講座(年長組) ●アレルギー児に対する除去食提供	●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●外部来園者に対するの検温、手指消毒、来訪者名簿記入 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●酸性電解水噴霧器の常設 ●空間除菌脱臭機の常設 ●毎月1回外部専門業者による害虫点検 ●年間3回 外部専門業者による園庭の草刈り・固定遊具点検・砂場の掃除と除菌 ●防犯カメラ5台設置 ●夕刻より20:00まで駐車場内照明設置 ●ヒヤリハットの報告・検討会 ●玄関ドアのオートロック化	安全計画策定 ●避難訓練(火災、地震、水害、大雪、不審者対応)の実施(毎月) ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄(隣接企業への避難応援要請・外部2業者による食事支援) ●緊急メールによる対応 ●年2回外部業者による消防設備点検	主幹保育教諭を中心として学校としての教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。保護者における総合的な子育て支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たす。また、地域社会の子育ての実践する力や継承につながるよう配慮する。●登降園管理、保護者連絡帳、発育測定結果(発育曲線)、緊急連絡、お知らせ機能等ICT活用	上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善するなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたってはよさや可能性を把握するとともに、その評価書の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。

<b>情報公開等</b>	●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員会設置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会 ●障がい児保育 ●延長保育等	<b>特色ある教育と保育</b>	自然に恵まれた保育環境を活かして、●五感を使って遊ぶ保育(見る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう) ●子どもの考えを引き出し、思考力や言葉等を育む保育 ●様々な体験を重ねて情操を育む保育 ●多元的知的能力を育む3歳以上児教育(リトミック、体育指導、水泳指導他) ●絵本、製作、音楽、身体を通した表現活動
--------------	--	------------------	---

<b>地域の実態に対応した保育事業と行事への参加</b>	●人的物的面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し対応する ●東公民館行事や地区の要請に応じ参加 ●近隣高校、市内中学校インターンシップ受け入れ ●養成校実習生、ボランティア受け入れ ●地域老人施設訪問(社会及び地域貢献) ※感染症等の状況を鑑みて変更、中止をする	<b>研修計画</b>	●幼保連携型認定こども園教育・保育要領対応の園外・園内研修の継続 ●姉妹園との合同研修会 ●姉妹園との年齢別部会 ●講師を招いての園内研修 ●研修報告会 ●園外研修への計画的な参加(キャリアアップ研修、オンライン研修、地域子育て支援研修等含む)
------------------------------	--	-------------	--

<b>自己評価等</b>	●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●評価委員会による学校評価 ●こども園の評価(全体の反省による全体的な計画等への反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆	
--------------	--	--	--